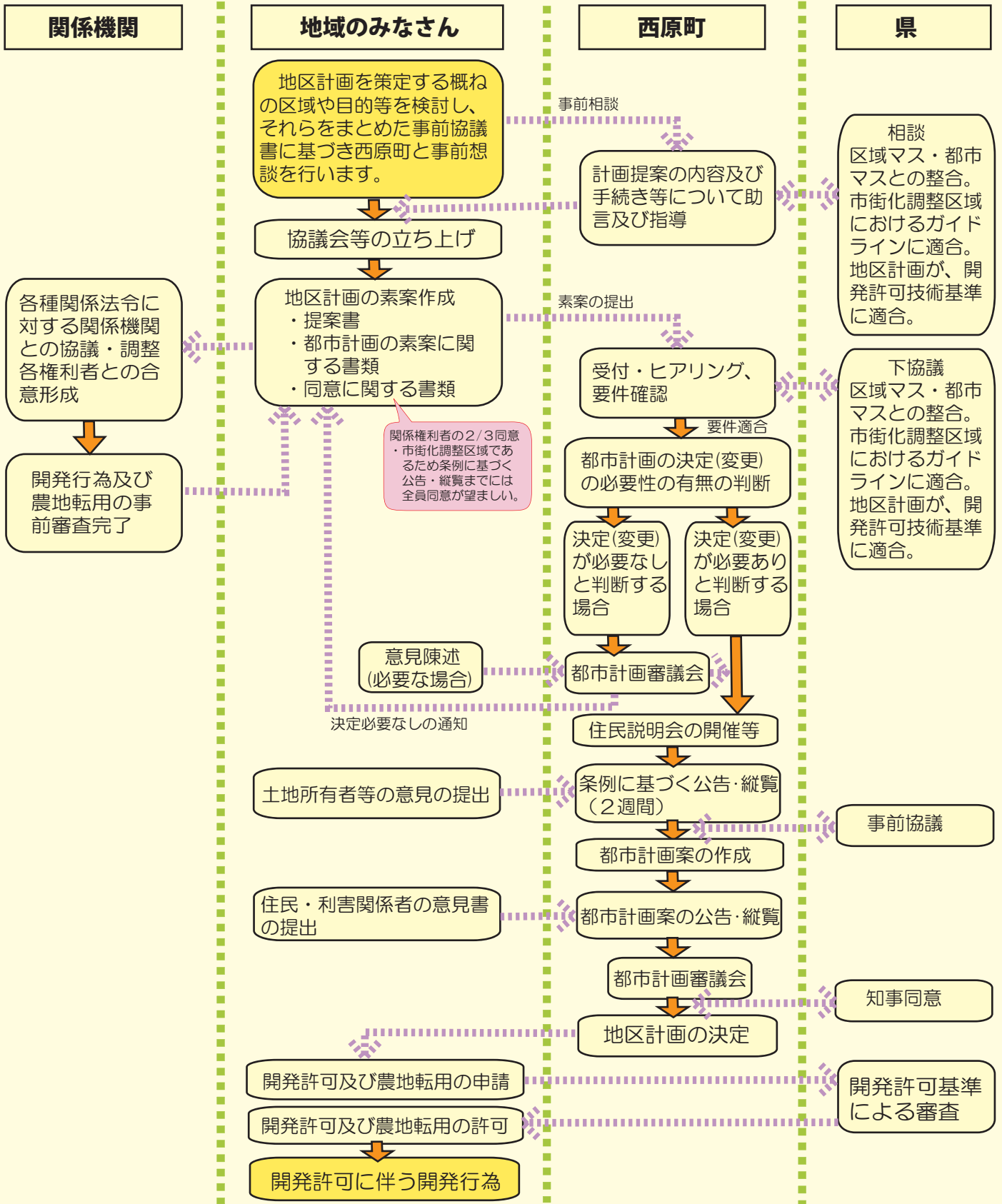


6 都市計画決定等の提案手続き (市街化調整区域における地区計画)

- ・市街化調整区域における地区計画制度の運用については、概ね以下の流れに沿った作業が必要になります。
- ・地区計画は、地域のみなさんでつくるまちづくりの計画です。まずは、地域での話し合いから始めましょう。



※事業費等の負担：開発行為、農地転用等の各種手続、土地の分合筆等に掛かる費用、工事費等のすべてを開発行為申請者の負担として実施していただきます。

『小波津川河畔まちづくり』
に関するお問い合わせは

西原町役場 〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅1 1 2番地
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>
 TEL 098-945-5011 (代表) FAX 098-946-6086